

大分大学医学部倫理等審査に関する連絡協議会細則

平成23年5月11日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部倫理委員会規程（平成16年医学部規程第1-3号。以下「倫理委員会規程」という。）第16条及び大分大学医学部附属病院介入臨床研究審査委員会規程（平成19年医学部附属病院規程第2-3号。以下「介入臨床研究審査委員会規程」という。）第15条の規定により、大分大学医学部倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）及び大分大学医学部附属病院介入臨床研究審査委員会（以下「介入臨床研究審査委員会」という。）の審査基準等を協議するために設置する、大分大学医学部倫理等審査に関する連絡協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は、ヘルシンキ宣言（1964年世界医師会総会フィンランド ヘルシンキ）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を踏まえ、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の趣旨に沿った倫理的配慮等に基づき、倫理委員会及び介入臨床研究審査委員会の審査基準等について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 倫理委員会委員長
- (2) 介入臨床研究審査委員会委員長
- (3) 倫理委員会委員 2人
- (4) 介入臨床研究審査委員会委員 2人
- (5) その他協議会が必要と認めた者 若干人

2 前項第3号及び第4号の委員は、同一の者が兼ねることはできない。

(任期)

第4条 前条第1項第3号の委員の任期は、倫理委員会規程第4条に規定する任期とし、前条第1項第4号の委員の任期は、介入臨床研究審査委員会規程第4条に規定する任期とする。

2 前条第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 協議会に議長を置き、倫理委員会委員長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 協議会に副議長を置き、介入臨床研究審査委員会委員長をもって充てる。

4 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、倫理委員会及び介入臨床研究審査委員会から各々2人以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 協議会の事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成23年医学部細則第1-1号）
この細則は、平成23年5月11日から施行する。

附 則（平成31年医学部細則第1-1号）
この細則は、平成31年1月15日から施行する。

附 則（令和3年医学部細則第1-2号）
この細則は、令和3年6月30日から施行する。

附 則（令和4年医学部細則第1-1号）
この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部細則第1-2号）
この細則は、令和6年4月1日から施行する。